

# 日本情報科教育学会論文投稿要領

学会誌編集幹事会

## 1. 投稿論文の分野

投稿論文の内容は、情報科教育に関するカリキュラム、普通教育および専門教育の内容、教育方法、教育システム、学習支援、教育評価、比較教育に関する研究を纏めるなど、情報科教育に関連する領域に含まれるものとする。

## 2. 投稿論文の種別

投稿論文は、「論文」と「その他」の2つに大別する。論文掲載の可否および論文の種別は、学会誌編集委員会にて適宜審議し、学会誌編集幹事会で決定する。

- (1) 「論文」は、原著論文や実践論文等を含み、これらを区別しない。研究や教育実践の結果を順序立ててわかりやすくまとめたものであり、信頼性があり、情報科教育の発展に寄与するもの。
- (2) 「その他」は、「論文」に該当しないもので、「資料」、「レター」などを含む。

## 3. 論文投稿の条件

- (1) 著者のうち1名は会員であること。非会員も著者になることができるが、編集委員会との連絡は会員が行うこと。
- (2) 投稿論文は、本学会が主催する研究発表会あるいは全国大会等で発表した論文をまとめ直したものであることが望ましい。
- (3) 他学会の論文誌へ投稿し、査読途中である原稿を投稿することは認められない。また、本学会、他学会を問わず、過去に論文として掲載されたことのある原稿を投稿することはできない。
- (4) 他者の著作権や人権を侵害する内容や、違法な内容を含む研究論文は投稿できない。また、論文の執筆に際しては、個人、集団、組織等の名誉を侵害しないようにすること、プライバシーや個人情報の取り扱いに充分注意を払うことが求められる。

## 4. 論文等の著作権

本学会誌に掲載する論文等の著作権は、本学会に帰属する。ただし、論文の著者が研究や教育的目的でその論文原稿を使用する場合は、学会はその使用を許諾する。

## 5. 投稿論文の原稿の取り扱い

- (1) 投稿論文については、査読者および学会誌編集委員会の審査に基づき、学会誌編集幹事会が採録（条件付採録を含む）あるいは返戻を決定して著者に判定結果を通知する。なお、論文の原稿は著者に返却しないものとする。
- (2) 採録が決定した場合、著者に学会誌への論文掲載に必要な電子データの提出を求める。
- (3) 採録が決定した場合、著者は学会に対して所定の論文掲載料を支払う。掲載ページ数は、原則として10ページを上限とするが、これを越える場合においても、学会誌編集幹事会の議を経て超過を認める場合がある。
- (4) 掲載料は、6ページまでは一律2万円とし、7ページ目以降は、1ページ当たり5000円の追加料金を徴収する。ただし、本学会から執筆を依頼した論文の場合は、著者から論文掲載料を徴収しない。
- (5) 掲載論文の別刷りは作成しない。

付則1 この規定は、第2号より適用する。

付則2 原稿執筆要領など詳細については、別途細則を設ける。